

定住自立圏形成協定書 変更協定書

延岡市 門川町

令和2年3月18日変更

定住自立圏形成協定変更協定書

延岡市（以下「甲」という。）と門川町（以下「乙」という。）は、平成22年1月7日に締結した定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する。

- 1 別表第1の③内の協定項目「障がい者の支援体制の構築」の内容を次のように変更する。

障がい者の支援体制の構築	取組の内容	障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の支援体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。
	甲の役割	(1)障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。 (2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、乙と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。
	乙の役割	(1)甲と共同し、障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。 (2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、甲と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。

- 2 この協定は、令和2年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和2年3月18日

甲 延岡市東本小路2番地1

延岡市

延岡市長 読谷山洋司



乙 東白杵郡門川町本町一丁目1

門川町

門川町長 安田修



定住自立圏形成協定(延岡市、門川町)新旧対照表

新		旧		備考欄
(略)	別表第1(第3条第1項第1号関係)	(略)	別表第1(第3条第1項第1号関係)	(略)
③福祉	<p>圏域における定住化や子どもを安心して生み育てる環境づくりを効果的に推進するため、子育て支援施設などのネットワークを形成するとともに、児童福祉施設の相互連携や活用を図る。</p> <p>(1)ICT基盤を活用した子育て支援施設等や行政間の情報共有、子育て相談等の実施について、乙と共同して研究するとともに、研究にあたっての調整を図る。</p> <p>(2)甲の区域の児童福祉施設の整備や運営を支援する。</p> <p>(3)甲の区域の住民の利便性向上のため、乙の区域の児童福祉施設を活用するとともに、活用にあたっての調整を図る。また、利用状況に応じた経費を負担する。</p> <p>(1)ICT基盤を活用した子育て支援施設等や行政間の情報共有、子育て相談等の実施について、甲と共同して研究する。</p> <p>(2)乙の区域の児童福祉施設の整備や運営を支援する。</p> <p>(3)乙の区域の住民の利便性向上のため、甲の区域の児童福祉施設を活用し、利用状況に応じた経費を負担する。</p> <p>障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の支援体制の充実及び関係機関との連携や支援体制の推進を図る。</p> <p>(1)障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。</p> <p>(2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、乙と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。</p> <p>(1)甲と共同し、障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。</p> <p>(2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、甲と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。</p>	<p>圏域における定住化や子どもを安心して生み育てる環境づくりを効果的に推進するため、子育て支援施設などのネットワークを形成するとともに、児童福祉施設の相互連携や活用を図る。</p> <p>(1)ICT基盤を活用した子育て支援施設等や行政間の情報共有、子育て相談等の実施について、乙と共同して研究するとともに、研究にあたっての調整を図る。</p> <p>(2)甲の区域の児童福祉施設の整備や運営を支援する。</p> <p>(3)甲の区域の住民の利便性向上のため、乙の区域の児童福祉施設を活用するとともに、活用にあたっての調整を図る。また、利用状況に応じた経費を負担する。</p> <p>(1)ICT基盤を活用した子育て支援施設等や行政間の情報共有、子育て相談等の実施について、甲と共同して研究する。</p> <p>(2)乙の区域の児童福祉施設の整備や運営を支援する。</p> <p>(3)乙の区域の住民の利便性向上のため、甲の区域の児童福祉施設を活用し、利用状況に応じた経費を負担する。</p> <p>障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の相談支援体制や療育体制の充実及び関係機関との連携や支援体制の推進を図る。</p> <p>(1)甲の区域の児童福祉施設が利用できるような体制の整備を推進する。</p> <p>(2)障がい児者の地域生活を支援する体制を強化していくため、乙と共同して関係機関や行政機関等を専用回線で結ぶインターネット整備の研究を進めるとともに、研究にあたっての調整を図る。</p> <p>(1)甲が行う療育事業の体制整備に係る費用を、受益に応じて負担する。</p> <p>(2)障がい児者の地域生活を支援する体制を強化していくため、甲と共同して関係機関や行政機関等を専用回線で結ぶインターネット整備の研究を進める。</p>	(略)	
③福祉	<p>次世代育成支援策</p> <p>甲の役割</p> <p>乙の役割</p> <p>障がい者の支援体制の構築</p>	<p>次世代育成支援策</p> <p>甲の役割</p> <p>乙の役割</p> <p>障がい者の支援体制の構築</p>	(略)	
(略)	別表第1(第3条第1項第1号関係)	(略)	別表第1(第3条第1項第1号関係)	(変更)
③福祉	<p>次世代育成支援策</p> <p>甲の役割</p> <p>乙の役割</p> <p>障がい者の支援体制の構築</p>	<p>次世代育成支援策</p> <p>甲の役割</p> <p>乙の役割</p> <p>障がい者の支援体制の構築</p>	(略)	
(略)	別表第1(第3条第1項第1号関係)	(略)	別表第1(第3条第1項第1号関係)	(略)